

＜表4＞平成25年度肺がん検診精度管理調査（県）



注1) 初回受診者(初回の定義は前年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、精検受診の有無が分からぬもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からぬもの全て。

判定 B